

議案第198号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年11月28日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第11項」を「第5条第12項」に改め、同条第3号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改め、同条第4号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改め、同条第5号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

第7条第2号中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第10条第1号中「第7条第3項に規定する知的障害児施設支援」を「第7条第2項に規定する障害児入所支援」に改め、同条第3号中「法」を「児童福祉法」に改め、同条に次の3号を加える。

- (4) 施設入所支援に関すること。
- (5) 生活介護に関すること。
- (6) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

第11条中「児童は」を「者は」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第19条第1項に規定する支給決定（前条第4号及び第5号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者

第11条の2第1項中「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第2項第1号中「第24条の2第2項」を「第24条の2第2項第1号」に改め、同項第2号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第13条第1号中「第7条第4項に規定する知的障害児通園施設支援」を「第6条の2第2項に規定する児童発達支援」に改め、同条第2号中「第7条第6項に規定する肢体不自由児施設支援」を「第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援」に改め、「（北部地域療育センターを除く。）」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「相談支援」を「児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援、法第5条第17項に規定する特定相談支援事業」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

第13条に次の1号を加える。

- (8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

第15条中「にあつては第6号」を「及び北部地域療育センターにあつては第5号」に、「第5号」を「第4号」に改め、「、北部地域療育センター

にあつては第2号及び第6号を」を削り、同条第1号中「第24条の3第2項」を「第21条の5の7第6項」に改め、「第13条第1号」の次に「から第3号まで」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等

第15条第3号を削り、同条第4号中「第27条第1項第3号」を「第21条の6」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第4号」を「第3号」に改め、同号を同条第5号とする。

第15条の2第1項中「第24条の2第1項に規定する指定施設支援」を「第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（第15条の4第1項において「指定通所支援」という。）、同法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療（第15条の4第1項において「肢体不自由児通所医療」という。）、同法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援（第15条の4第1項において「指定障害児相談支援」という。）」に、「指定相談支援」を「法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援（第15条の4第1項において「指定計画相談支援」という。）」に改め、同条第2項第1号中「第24条の2第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改め、同項第2号中「法第32条第2項」を「児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項」に改め、同項第4号中「又は児童福祉法第24条の20第3項の規定により厚生労働大臣が定める費用の額の算定方法」を削る。

第15条の4第1項中「児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援、指定相談支援」を「指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援、指定計画相談支援」に改め、同条第2項第1号中「第24条

の2第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改め、同項第2号中「法第32条第2項」を「児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項」に改め、同項第4号中「又は児童福祉法第24条の20第3項の規定により厚生労働大臣が定める費用の額の算定方法」を削る。

第20条中「第5条第22項」を「第5条第23項」に改める。

第22条の16第1号中「第5条第10項」を「第5条第11項」に改め、同条第2号中「第5条第16項」を「第5条第17項」に改める。

第27条の8第4号中「第5条第21項」を「第5条第22項」に改める。

第28条の2第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第2条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 しいのき学園（第10条～第12条）」

を

「第4節 中央療育センター（第10条～第12条の6）」

に改める。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 中央療育センター

第3条第2項第5号中「、中部地域療育センター」を削る。

第2章第4節を次のように改める。

第4節 中央療育センター

(業務)

第10条 中央療育センターは、次の業務を行う。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援（第13条第1号において「児童発達支援」という。）

に関すること。

- (2) 児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援（第13条第2号において「医療型児童発達支援」という。）に関すること。
- (3) 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援（第13条第3号において「保育所等訪問支援」という。）に関すること。
- (4) 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援（第13条第4号において「障害児相談支援」という。）、法第5条第17項に規定する特定相談支援事業（第13条第4号において「特定相談支援事業」という。）及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。
- (5) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）及び心身障害の疑いのある児童（次号及び第13条第6号において「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会学的な診断、治療、検査及び評価（第12条の4第1項及び第13条第5号において「障害児等医療支援」という。）
- (6) 障害児等に対する療育訓練及び指導
- (7) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供
- (8) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。
- (9) 短期入所に関すること。
- (10) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与（第12条の4において「障害児日中一時支援」という。）に関すること。
- (11) 施設入所支援に関すること。
- (12) 生活介護に関すること。
- (13) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第11条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に中央療育センターの管理を行わせる。

- (1) 中央療育センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、中央療育センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った中央療育センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、中央療育センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条の2 指定管理者は、中央療育センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用者)

第12条の3 中央療育センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の7第6項の規定による支給の決定（第10条第1号から第3号までに掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児及びその家族

- (2) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（第15条第2号において「障害児相談支援対象保護者」という。）及び法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（第15条第2号において「計画相談支援対象障害者等」という。）
- (3) 児童福祉法第24条の3第2項の規定による支給の決定（第10条第8号に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児
- (4) 法第19条第1項に規定する支給決定（第10条第9号に掲げる業務に係るものに限る。）に係る障害児
- (5) 法第19条第1項に規定する支給決定（第10条第11号及び第12号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (6) 児童福祉法第21条の6又は第27条第1項第3号の規定により措置された障害児
- (7) その他指定管理者が中央療育センターの利用を認めた者  
(利用料金)

第12条の4 中央療育センターにおいて児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援（第15条の2第1項において「指定通所支援」という。）、同法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療（第15条の2第1項において「肢体不自由児通所医療」という。）、同法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援（第15条の2第1項において「指定障害児相談支援」という。）、法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援（第15条の2第1項において「指定計画相談支援」という。）、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援、指定障害福祉サービス、障害児等医療支援又は障害児日中一時支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 児童福祉法第24条の26第2項及び法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (3) 児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (4) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (5) 障害児日中一時支援に要する費用として市長が定める基準により算定した額
- (6) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (7) 健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第12条の5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第12条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、中央療育センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 利用料金を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

第13条中「、中部地域療育センター」を削り、同条第1号中「児童福祉法第6条の2第2項に規定する」を削り、同条第2号中「児童福祉法第6条



の2第3項に規定する」を削り、同条第3号中「児童福祉法第6条の2第5項に規定する」を削り、同条第4号中「児童福祉法第6条の2第6項に規定する」及び「法第5条第17項に規定する」を削り、同条第5号を次のように改める。

(5) 障害児等医療支援

第14条の3から第14条の6までを削る。

第15条中「（南部地域療育センター及び北部地域療育センターにあつては第5号を、中部地域療育センターにあつては第4号を除く。）」を削り、同条第2号中「児童福祉法第24条の26第1項に規定する」及び「法第51条の17第1項に規定する」を削り、同条第4号中「前3号に定めるもののほか、市長が南部地域療育センター及び北部地域療育センター」を「その他市長が地域療育センター」に改め、同条第5号を削る。

第15条の2第1項を次のように改める。

地域療育センターにおいて指定通所支援、肢体不自由児通所医療、指定障害児相談支援又は指定計画相談支援を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

第15条の4及び第15条の5を削る。

第16条第1項中「南部地域療育センター及び北部地域療育センター」を「地域療育センター」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定（第6条の改正規定、第7条第2号の改正規定、第20条の改正規定、第22条の16第1号及び第2号の改正規定、第27条の8第4号の改正規定並びに第28条の2第1号の改正規定を除く。）及び次項の規定は平成24年4月1

日から、第1条中第6条の改正規定、第7条第2号の改正規定、第20条の改正規定、第22条の16第1号及び第2号の改正規定、第27条の8第4号の改正規定、第28条の2第1号の改正規定並びに第2条中第2章第4節の改正規定（第11条第1項（指定管理者に中央療育センターの管理を行わせることに係る部分を除く。）、第2項及び第3項に係る部分に限る。）は公布の日から施行する。

（川崎市福祉センター条例の一部改正）

2 川崎市福祉センター条例（昭和49年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「肢体不自由児及び知的障害児」を「障害児」に改める。

第4条第1項第5号を次のように改める。

(5) 地域療育センター

第4条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第5条第4号中「及び第6号」を削り、同条第5号中「前条第1項第7号」を「前条第1項第6号」に改める。

参考資料

## 制 定 要 旨

中央療育センターを新設し、当該施設の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金制を導入すること、当該施設の新設に伴い、しいのき学園及び中部地域療育センターを廃止すること等のため、この条例を制定するものである。

